

けむりの行方 受動喫煙論争

= 下 =

喫煙は否定せず
行政は受動喫煙防止を進める一方で、産業発展を目指す法律には手をつけようとしない。実際、4月1日に国内初の受動喫煙防止条例を施行する神奈川県も喫煙そのものは否定しておらず、「条例の対象はあくまで受動喫煙だ。たばこ自体は合法的な嗜好品と認識している」(たばこ対策室)という。厚労省も同様

「期待はしています。でも、それぞれ立場があるよう、矛盾を感じます」横浜市の自営業、高橋良さん(67)は、厚生労働省や神奈川県が進めている受動喫煙対策について言葉を選びながら話した。

高橋さんは、長年の喫煙でがんなどの健康被害が生じたとして、日本たばこ産業(JT)と国に損害賠償などを求める訴訟を起こした。横浜地裁は1月20日、請求を棄却し、判決では、JTの責任について「たばこの製造・販売を続けられ、不特定多数が病気になり、死亡すると認識してい

たとまでは言えない」と違

法性を否定した。

厚生労働省が都道府県な

どに受動喫煙対策を求めたのは、それから間もない2月だ。高橋さんは「裁判は残念でしたが、受動喫煙防止に向けた動きが広がる」とは望ましい」と語り、健

康に対する大きなリスクを伴う受動喫煙に歯止めをかけようとする行政の取り組みを高く評価している。

ただ、それでも引っかかるところはあるといふ。

「受動喫煙防止を進める行政も、たばこそのものを否定する議論は避けているように見える。法律で認められていますから」

リサーチセンターの有沢正一センター長は「たばこ税の存在が大きい」と語る。

たばこ事業法第1条は「たばこ」税が課される。1箱300円のたばこの場合、たばこ税は174・88円だ。

産業の健全な発展を図り、

財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする」

規制すると財政問題に直結しかねないし、飲食店やたばこ関連業界に及ぼす影響も大きい。容易に結論を出せないテーマでもある。

第一生命経済研究所の主

席エコノミスト、永浜利広氏は「受動喫煙対策を進め

るだけに喫煙を過剰に

規制すると財政問題に直結

のではないか」とみる。

次はアルコール?

一方、急速な議論の進展

に対しては「このままでは

嗜好品がすべて規制対象に

なるのではないか」(有沢

氏)との懸念も出ている。

一方、急速な議論の進展

に対しては「このままでは

嗜好品がすべて規制対象に</p